

野生鳥獣の捕獲には許可が必要です

- 無免許・無許可での野生鳥獣の捕獲やわなの使用は違法です。
- 無許可で捕獲した場合、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられます。
- 小型箱わな等、市販されているものであっても無免許・無許可での使用は違法です。

【許可対象者】

原則として、**狩猟免許を所持し捕獲した個体を適切に処分できる者**であって、被害等を受けた者または被害等を受けた者から依頼を受けた者。

※垣、柵等で囲われた住宅の敷地内や建物内等、不特定の人物が立ち入る恐れのない場所で、小型箱わな等を使用し、小型鳥獣を捕獲する場合に限り、狩猟免許を所持していない者も許可対象となります。

【捕獲許可について】

生活環境、農林水産業への被害を受けており、防鳥網や防護柵の設置、忌避剤の散布や追い払い等の防除対策によっても被害が防止できないと認められる場合には、**市の許可を受けて**捕獲することが可能となります。

※**捕獲された鳥獣について市で回収は行いません。**捕獲後の処置については、捕獲者自身で対応いただくことになります。

【許可対象鳥獣】

- 鳥類 カワウ、カルガモ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ドバト
- 獣類 ノウサギ、タヌキ、キツネ、アライグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ、ヌートリア、ノイヌ、ノネコ、キョン



※アライグマについては、人に危害を加える恐れのある特定外来生物に指定されていることから、発見された時点で捕獲・駆除の対象となります。発見した場合は環境課へご連絡ください。

【お問合せ】 環境課 ☎63-1111 内線251～253

地域おこし協力隊通信 第69回



リポーター…
小林正英 隊員



こんにちは！潮来市地域おこし協力隊の小林です。今回は、昨年12月に実施された移住フェアについてお話しします。

12月8日(日)に、一般社団法人移住交流推進機構主催の「Joon 移住フェア」が開催され、潮来市として出展してきました。内容は、移住相談や地域おこし協力隊に関する相談、市町村のPRなど。潮来市のブースでは、ガラガラを使った抽選会を実施し、当たった方には潮来市のノベルティをお渡しました。ノベルティの中にはさつまいもがあったのですが、これがとても人気で、展示として机の上にさつまいもを出した瞬間に人が集まってきました。やっぱり、さつまいもは強いです。

今回の移住フェアは、「移住したい人」をターゲットにしたもので、北海道や四国がやはり人気があるなど感じました。移住先として、潮来市にもより多くの方に興味を持ってもらうにはどんな角度で攻めていったらよいのか、考える良い機会となりました。今後のフェア出展への参考にもなりました。今後、潮来市への移住定住促進のお力になればと思いますので、ご協力よろしくお願いします。